



厚生労働省発開 0 2 1 9 第 1 号  
令和 3 年 2 月 1 9 日

労働政策審議会  
会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

第一 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

一 職業訓練の認定基準に係る特例

1 この省令の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に開始される実践訓練であつて在職者である特定求職者等を対象とするものに係る認定基準について、訓練期間は二週間以上六月以下とするとともに、訓練時間は月六十時間以上かつ一日当たり二時間以上六時間以下とすること。

2 1の特例により認定を受けた職業訓練（1の特例によらない認定基準に該当するものを除く。3において同じ。）の修了者等の就職率について、別の職業訓練の認定に係る申請があつた場合に認定を受けられないこととなる基準を百分の三十とすること。

3 1の特例により認定を受けた職業訓練に係る認定職業訓練実施付加奨励金について、修了者等一人につき一万円に当該付加奨励金の支給単位期間の数を乗じて得た額等を支給することとする修了者等の就職率の基準を百分の三十以上百分の五十五未満とするとともに、修了者等一人につき二万円に当該付加奨励金の支給単位期間の数を乗じて得た額等を支給することとする修了者等の就職率の基準を

百分の五十五以上とすること。

4 1の特例により認定を受けた職業訓練（訓練期間における日数が二十八日未満のものに限る。）に係る認定職業訓練実施基本奨励金及び認定職業訓練実施付加奨励金について、それぞれの支給単位期間における日数が二十八日以上である場合と同様の取扱いとすること。

二 職業訓練受講手当の支給基準に係る特例

この省令の施行の日から令和三年九月三十日までの間に給付金支給単位期間の初日がある場合には、当該給付金支給単位期間以降の給付金支給単位期間における職業訓練受講手当の支給基準について、当該特定求職者の収入の額は八万円以下（職業安定局長の定める場合は十二万円以下）とすること。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。